壬午事変後の朝鮮問題

高橋秀直

【要約】壬午事変に対し清が積極的に介入したことで、朝鮮をめぐる日清対抗は顕在化した。これ以後の日本の朝鮮政策について通説は、清との対決を覚悟しての朝鮮への勢力拡大を日本は決意し、大規模な軍拡計画を決定した、としている。本稿はかかる通説を再検討しようとするもので、日清戦争に至る朝鮮問題の展開過程を明らかにしようとする筆者の試みの一環である。

右の課題をはたすため本稿は、まず従来不十分であった、事変後の日本の朝鮮政策の展開（その中心は独立援助問題）の事実経過の確定を行い、その上で政策の性格を規定した。そしてこの時の清側の朝鮮政策を瞥見し、以上をふまえこの時期の日清対抗が日清戦争に至る朝鮮問題の展開の中にしめる位置を検討した。

本稿の結論は以下の通りである。この時期の日本の朝鮮政策は、朝鮮への勢力拡大を図りながらも、対清協調も求めようという二面的な矛盾したものであった。この内、政策遂行者が重視していたのは後者で、軍拡も対清対決をめざしてのものではなかった。一方、清側も朝鮮への介入は行ったが日本との対決は望んではいなかった。結局、この時、朝鮮をめぐる日清対抗は発生したが、それは対決を不可避とするものではなく、その解消の可能性も存在していたのである。

史林　七二巻五号　一九八九年九月

はじめに

一八八二年八月三〇日の済物浦条約の調印で壬午事変は結着した。本稿の課題とするものは、これ以後一八八四年一二月の甲申事変勃発までの日本の朝鮮政策の実体・性格を解明し、それをふまえて日清戦争に至る朝鮮問題の展開の中でこの時期がいかなる位置をしめるのかを明らかにすることである。

この時期の日本の朝鮮政策を規定したのは一八八二年一一月の独立援助問題についての決定であった。したがって右の

課題の日本の政策に関する部分は、独立援助問題決定の実体と性格の解明が中心をしめることになる。

独立援助問題とは何か、その事実経過について田保橋潔『近代日鮮関係の研究』上（一九四〇刊・一九七三復刻・原書房、以下『田』と略す）は次のように記している（九〇三～九〇七頁）。一〇月来日した朝鮮使節団の朴泳孝・金玉均は日本政府に清より独立するための援助を求めた。これにつき外務卿井上馨は以下の三案を三条太政大臣に提出する。一、関係列強と協力し独立を認定する、二、宗属問題について清と直接交渉する、三、金らに援助を与え自発的に独立の実をあげしめる。この三案に対し右大臣岩倉は、日清対立不可の立場より二は絶対にさけ、一、三をとるべきだが、三の援助も限定的なものにすべきであるとの消極的意見を主張した（周知の朝鮮政策意見書、多田好問編『岩倉公実記』下・一九二七刊・一九六八復刊・原書房、〔以下『実記』と略す〕所収）。これに対し在欧の伊藤博文は積極的援助をなすべしと主張したが、井上は岩倉の意見をとり、これが決定された。

朝鮮問題についての他の多くの事項と同じく田保橋氏のこれの叙述は以後の研究の基礎となった。そしてこの後公刊された『明治天皇紀』五（一九七一・吉川弘文館、以下『紀』と略す、但し執筆時期は一九三三年で『田』に先行する）は以下のように記す。金らの要請につき井上は一〇月三〇日の閣議で意見書を提出、積極論・消極論の得失を論じた後、朝鮮より清に通報し清の異議がない時は援助すべしとした。これについて右に見たような岩倉と伊藤の主張が対立するが、閣議は岩倉の見解をとることにする。そして一二月二二日、朝鮮独立のために援助を与え、かつ将来清との不虞の変に備えるための軍拡を行う、という詔書が出された（八四〇～八四三頁）。

『紀』の記述は、一〇月三〇日井上意見書・朝鮮問題についての詔書という新史料をあげるとともに、援助問題と軍拡問題の明確な連関を示すなどより詳しいものにはなっていた。

援助問題以後の朝鮮政策の性格については、田保橋氏は右の事実認識をふまえて「清国と協調を保ちつゝ、朝鮮の自主独立を完成しようとする二重の矛盾した方向を有し、其実施は最も困難で且破綻し易」いものと規定した（九〇六、七頁）。

田保橋氏の見解は、現在の朝鮮政策史研究の通説とはなじまない。通説は事変後の日本の朝鮮政策を、朝鮮への勢力拡大のため対清対決を覚悟したものであるとしており、対清協調の側面をも含む矛盾したものとする田保橋氏の説と相違が存在しているのである。

では通説においては一見矛盾するこの決定をどのように性格規定しているだろうか。これについて最も明確に説明しているのが芝原拓自氏の最近の論考である（芝原・猪飼隆明・池田正博編『日本近代思想体系12・対外観』〔一九八八・岩波書店〕解説）。即ち「将来にむけての陸海軍大拡張とそのための大増税、当面は欧米各国との協調による朝鮮独立の認定と密かな対朝援助という方針が一決した」（四八一頁）と氏はされ、長期的戦略としての対決方針と短期的な戦術としての協調の使い分け、という規定を行っているのである。

このように独立援助問題については田保橋氏・芝原氏の二つの異なる見解が存在している。しかしこの研究状況で問題とならざるをえないのは、性格規定の対立はあるが、決定の実体についての研究の深化がほとんど行われていない点である。戦後において『日本外交文書』（以下『外』と略す）などの基本史料の公刊のみならず『三条家文書』など関係重要史料の公開も行われ、『紀』執筆者はともかく田保橋氏より有利な立場に我々はかなり前より立っているのだが、その有利さは必ずしも研究に生かされているとは言えない状況にあるのである。

しかしこのことは逆にこれらを利用し改めて決定の実体の検討を行うならば、『田』・『紀』を修正する事実経過の再構成やそれをふまえての正確な性格規定を行う可能性があることを示してもいよう。

こうした見通しより本稿の具体的課題は以下のようになる。第一に独立援助問題の経過・決定内容についての基本的事実の確定、第二に、それをふまえたこの時期の日本の朝鮮政策の性格規定、及びこれと密接に関係する事変後の大軍拡の性格規定、第三に、この時期の朝鮮や清の動きについて朝鮮史・中国史の側の研究より見通しをえて、それと右で解明した日本の朝鮮政策を合わせ検討することによるこの時期の朝鮮問題の歴史的位置の明確化である。

本稿はⅠ章で、独立援助問題発生直前の日本の朝鮮政策の問題状況を示す。なおこれについては別稿「壬午事変と明治政府」（『歴史学研究』掲載予定、号数未定）で詳述したので、ここでは要旨のみ記す。Ⅱ・Ⅲ章は独立援助問題の経過と決定内容、Ⅳ章では決定以後の政策展開を明らかにする。Ⅴ章は清・朝関係の展開を概観した上で壬午事変後の清の政策の性格を検討する。終章では以上の検討を整理するとともにこれ以後の朝鮮問題の行方を展望する。

（付記）本稿は頻出文献を以下のように略記する。市川正明編『日韓外交史料』2・7（一九七九復刻・原書房）は『日韓』巻数、伊藤博文編『秘書類纂』（一九七〇復刻・原書房）は『秘書』篇名、『清季中日韓関係史料』（一九七二・台北・中央研究院近代史料研究所）は『中日韓』件番号・頁数、『清光緒朝中日交渉史料』（一九三二）は『光緒』巻数・件番号・丁数、である。

本稿の使用した未公刊史料の所在は、『吉田清成関係文書』は京都大学文学部博物館、『明治十五年朝鮮事件』は宮内庁書陵部、『公文録』は国立公文書館、イギリス外務省文書（FO）マイクロフィルムは東京大学総合図書館、それ以外はすべて（含マイクロフィルム）国立国会図書館憲政資料室。

未公刊史料の引用にあたり表記は旧字体を新字体とするなど適宜改めた。引用文中の傍点・傍線・（ ）はすべて筆者による。また長文引用史料には、通し番号を付した。

Ⅰ章　独立援助問題の発生まで

壬午事変後、独立援助問題発生以前、朝鮮政策決定にあたり日本政府には二つの重要な検討課題が存在していた。一つは朝鮮の政況の把握、他は清への対応である。この両者について江華条約直後からふり返って当時の問題状況を示すことにする。

江華条約を強要した後の対朝交渉において日本は、一八七八年の釜山課税問題交渉以降、軍事的威圧政策を再び積極的にとるようになった。しかし一八八〇年末より翌年にかけての花房公使の派遣においては、朝鮮政府の親日化をねらう融和政策という新しい要素が加わることになった。この時、こうした新しい政策が行われ出したのは、閔氏政権は開化政策に向かって転換しようとしていると日本側が判断したからであった。日本政府の政況把握では、金宏集・朴泳孝ら開化派は閔氏の系統に属し、大院君派を中心とする守旧派と対立していた。そして日本政府の主観的見通しでは、朝鮮の開化

（開国・近代化）はその親日化につながりうるものだったのである。もっともこの派遣時の対朝政策の中心は依然従来の軍事的威圧政策にあった。

しかし一八八二年五月よりの花房の漢城（ソウル）赴任においては、日本の朝鮮政策は転換し、融和的親日化政策が中心をしめるようになった。この理由は、前年の交渉で従来よりの最大の対立点があった仁川開港が決定したことと日本人教官による近代的軍隊の組織も行い始めるなど閔氏政権が前年からはっきりと開化政策に向かって進み出していたことであった。そして親日化政策の内容は関税交渉における譲歩であった。そしてこの交渉の途中の七月二三日閔氏政権・日本に対する暴動である壬午事変が勃発し、反開化派の大院君が政権に復帰した。

しかし朝鮮政府の親日化をはかるという新政策の基本線は、壬午事変の処理過程においてもほぼ貫かれていた。即ち事変の情報到達直後は、閔氏政権がなお存在しているという判断の下、主観的には穏和な要求で事件の平和解決をはかるという方針を日本政府はとった。その後大院君の政権掌握が判明すると、朝鮮政府への対応は軍事的威圧方針によるものへと変わった。しかし大院君はかっての排外主義を放棄し日本使節に鄭重であるという情報が入ると、親日化政策を大院君を対象にして再び試みようという方針をとるようになった。

清軍による大院君拉致の結果、大院君派は没落し、開化路線が再び優位をしめた。しかし開化政策の内容をめぐってその内部で対抗が明瞭となっていった。閔氏は事件処理に示した清の力を見て、金允植ら穏健開化派とともに清に積極的に接近するようになった。一方、金玉均ら急進開化派（独立党）は、清の勢力強化に反発し親日路線をとった。両者の対抗において後者の勢力は極めて弱体であった。

こうした状況により閔氏―開化派＝親日的という判断の下に朝鮮政府の親日化をめざしてきた事変前の日本の方針の再検討は不可避となったのである。

次に清への対応を見る。江華条約で日本は朝鮮を独立国と規定し属国とする清と原理的な対立を生むに至った。しかし

この対立は、清が持重的対応をとり、これを争点化せず、逆に対日譲歩を朝鮮に説き続けたことで直ちに顕在化しはしなかった。その後一八七九年の琉球処分の衝撃で、清は朝鮮への介入を開始するとともに一八八二年初めより宗属関係の明文化を試み出すようになった。しかしこれも介入の方向が、日本と同じく開化派・開化政策を支持するものであったこと、明文化が欧米に対して試みられたもので日本に対してではなかったことで、日清対立の顕在化をもたらしはしなかった。

壬午事変が勃発すると清は直ちに軍艦を朝鮮に派遣する一方、日本に対して宗属関係を直接主張さらに事件処理への強い介入意志を表明するという従来と異なる積極的対応をとった。このため日本政府は恐慌状態に陥り、清が対日強硬政策に出る時は開戦する決意をするとともに対清軍備拡張方針を決定した。しかしその後、清は事件処理には積極的に介入するつもりだが日本との対決は意図していないことが判明し、恐慌状態は終息した。

一方、事件処理交渉のため朝鮮に再派されていた花房は、清が派遣していた馬建忠の示す大院君政権打倒による事件の解決という方針を事実上承認した。そして八月二六日、清軍は大院君拉致を行った。そして日本の強圧と清の対日譲歩勧告を受けた朝鮮側は日本の要求をほぼ全面的にのみ、八月三〇日済物浦条約・続約が調印されたのである。

しかし宗主国としての伝統的権威・開化政策の模範としての影響力に加えるに壬午事変処理の過程で見せた力により、朝鮮における清の勢力は格段に強くなった。そしてこの清が今後どのような方針で朝鮮に臨むのか（介入を強化し実質支配に至るのか、逆にそれを弱めていくのか）は日本側に不明だった。また朝鮮への清の積極政策は、同じく清の属国でもあった琉球の所属に関する未解決の問題についても一層の不安をもたらすことになった。今後の清の出方をいかに判断し、いかに対応するかは、もう一つの日本政府の朝鮮政策の重要検討課題であったのである。

次に朝鮮政策をめぐる日本政府内部の状況を見る。

一八七九年九月に外務卿に就任して以降、井上馨が朝鮮政策の主導者だった。井上は戦略的要地として朝鮮を重視し、他国の朝鮮支配を防ぐには日本の干渉が必要であるという論理で、朝鮮への勢力拡大政策をとり続けた。

壬午事変が発生すると井上は先に述べた、親日化政策・対清対決回避を基本とし平和解決をめざして事変処理にあたろうとした。しかし政府内には別に薩派や山県有朋などの強硬論が存在していた。この対抗で井上は、部分的に強硬論に譲歩しながらも、基本的には自らの方針で事件処理を主導したのである。

事変直後の九月段階における井上の朝鮮政策は、まず朝鮮自体については親日化政策を再び閔氏―開化派を対象として行うことを基本とするものであった。また対清政策については列強に朝鮮を独立国と承認させることで清の属国論を打破すべく列強への工作を行っていた。しかし一方、清は朝鮮の実質支配を意図してはいないという清の出方についての楽観的判断を下しており、朝鮮における日清対立を決定的なものとは考えていなかった。

しかしこうした井上の政策や判断は、閔氏の対清接近の動向がまだ判明していなかった九月初めのものであり、その後の状況の変化の中で再考は不可避であった。そして独立援助問題の発生がその機会となった。この問題をめぐり、閣内でいかなる方針が対抗し、いかなる決定が行われたかを明らかにすることが以下の章の課題である。

Ⅱ章　独立援助問題 (1)
――井上・山県・岩倉の方針――

一〇月初旬済物浦条約で規定された朝鮮使節が来日し、一九日天皇に会った。この使節団は朴泳孝・金玉均ら急進開化派が中心になっていた。彼らはこの時、事変後強化された清勢力を排除し独立を達成するための援助を日本政府に求めた。[1] ここに独立援助問題が日本政府の重要問題となることになった。

この問題についての最初の閣議は一〇月二五日に行われた。[2] そして援助の賛否につき厳しい対立が発生した。その一方の主張者は井上であった。これについて一〇月二九日付の岩倉宛井上書簡（『岩倉具視関係文書』、以下『岩倉文書』、362）を長文ながら引用する。

〔史料A〕

奉拝読候対朝鮮御画策第一第二者都テ御同見ニ御坐候〔至三条勿論有形物を他江譲ルニ当リ如何程秘スルモ他人知之ハ必然之事ニ候併何も他国江通知シタル上ト申程之事ニハ不及申又仮令公然と制限ヲ立品物等を与或ハ士官を貸スモ於清国ハ猜疑之念ハ充分差起リ可申決て秘密ニ与ル之考ヘニ者無之併外交上之事ニ付第一ケ条之他国ト内議云々を清国抔ト公然論議スル様之事ニテハ決テ不相調又是等之政略ヲ公明正大抔ト出懸候テ決局ニ至リ候位ナレハ外交之難ハ更ニ無之筈ト相考ヘ申候又無論清国ト之間不遠内干戈ヲ動カスニ至ル様ハ必然ト相考ヘ申候〕又之ヲ遁ル、之策ナレハ最初生於内閣論セシ如ク〈清国ヲシテ属国之実使挙朝鮮之条約を清政ト直接ニ相結朝鮮ハ只通商条約ニ止リ可申候左スレハ清モ我ヘ一歩譲ル処ヲ知リ終ニ琉事モ無事相片付可申〉と相考候併此論不行以上ハ朝鮮ヲシテ独立セシムルニ一定セサルヲ不得左スレハ朝鮮之内外政ニモ自ラ干渉セサルヲ得ス又秘密之策略モ不施ヲ不得其結果清国ハ葛藤生スルニ不至ハ難保故ニ海陸軍江御着手夫ニ付テ前途会計之目的モ相立候様有之度と過日申述候次第ニ御坐候故ニ前後之成行迫モ特ニ御考慮ヲ煩シ申候何レ明日拝眉之上万可申上候匆々拝復

この中で井上が言及している先の閣議とは二五日のそれと思われ〈　〉の部分がその時の井上の主張である。ここで井上の主張する「清国ヲシテ属国之実使挙朝鮮之条約を清政ト直接ニ相結」とは言うまでもなく清・朝の宗属関係の承認を意味している。こうした宗属関係の承認、朝鮮への政治的不干渉政策の主張を、以下、不干渉論と呼ぶことにする。

Ⅰ章で見たように外務卿として井上は、壬午事変以前、朝鮮での日本勢力の拡大、朝鮮政府の親日化政策を進めていた。そして事変直後も援助問題発生以前には、列強工作による属国論の否定をはかるとともに依然親日化政策をとっていた。このように朝鮮への勢力拡大に執着していた井上がなぜ一転して不干渉方針にこの時変わったのだろうか。

これについて援助問題以前の井上の朝鮮への勢力拡張政策と対清関係の連関についてまずみることにする。

壬午事変前の日本の朝鮮政策は原理的には清の属国論と対立するがⅠ章で見たようにこの時はそれは顕在化しておらず、対清対決を決意して行われたものではなかった。そして壬午事変の処理過程及び直後の独立論の主張においても、この問題を直接清と争うことはさけ、列強を対象として行われていた。つまり日清協調（少なくとも対決の回避）と対朝勢力拡大

はともに井上の方針であり、これまでそれは、壬午事変処理過程中の一時期の恐慌状態の時を除けば、さしあたり両立可能と把えられうるものだったのである。

しかし援助問題により対清協調と朝鮮への勢力拡張の矛盾は尖鋭なものになった。金ら独立党が壬午事変後の清の勢力強化を否定し清との対決をめざしている以上、彼らを援助することは清との対決につながる可能性が極めて高い。しかし金らの要請を拒めば彼らの日本への失望を招き従来より進めていた親日化政策の中心対象を失うことになる。[3] この二律背反の中で曖昧な決定は困難となる。そして井上の選択は朝鮮への勢力拡大を放棄しての対清関係の全般的改善であった。

この選択が対清関係について持つ意味をさらに見ることにする。

先の井上の主張を見ると朝鮮問題とともに「琉事」＝琉球問題の解決も意図していることが判る。維新以後日本は、日清両属の位置にあった琉球の単独支配化を進め一八七九年には琉球処分でそれを直轄化した。これに対し清は強く抗議、日清間で交渉が始まった。この交渉で日本は清がイリ紛争で苦境にあるのを利用して強硬な姿勢に出、一時、清を譲歩寸前に追いこんだが、結局交渉は決裂、一八八一年五月宍戸駐清公使は帰国した。[4] 以後日本側は琉球支配を既成事実化しようとしたが、清はこれを認めず、日本側に問題の再議を図っていた。[5] I章で述べたように壬午事変前には朝鮮問題は顕在化しておらず、日清間の中心的懸案は琉球問題だったのである。

そして壬午事変で清が従来と違って対外問題に積極的対応を見せたことは、琉球問題についても日本政府に大きな不安を与えることになった。事変の渦中の八月一一日、山県は七月二二日付の在北京梶山陸軍少佐の報告（『岩倉文書』365）を閣員に回覧した。この報告は、琉球人使節が密航し清政府に琉球復旧を歎訴したこと、左宗棠・岑毓英が琉球武力回復の奏議を行ったことを報じた後、清の最近の軍備強化は欧米に対するものではなく日本へのものであると述べていた。

維新以来の日清間の不協和・壬午事変による朝鮮をめぐる日清対立の顕在化、そしてさらにこれと連動する琉球問題再燃の可能性の高まり、[6] こうした状況の中で井上のとろうとした政策は、清にとりより重要である朝鮮について譲歩するこ

とで、日清協調をはかり、その中で琉球処分の承認をえようという、いわば朝・琉相殺論であった。

以上のように井上は琉球問題も考慮にいれながら対清協調重視の政策選択を行った。しかし井上は必ずしも一貫した対清協調重視論者ではなかった。例えば前年の七月には、琉球問題について清が強硬方針に出るならば譲歩するよりも開戦すべきであると主張していた。[7] 井上がなぜこの時には対清協調重視を選択したのか検討されねばならない。

その要因にはまず朝鮮状勢の変化があった。独立援助問題を検討する中で事変後の朝鮮政情は明らかとなり、魚允中・金宏集ら開化派を含め朝鮮政府は清に拠ろうとする姿勢にあり、独立論を主張するのは国王・金玉均・朴泳孝の三人にすぎないということが判明した。[8] この結果、従来の閔氏政権＝親日的という判断に基づく親日化政策は維持し難くなった。そして「単ニ国王其他二三士ノ意ヲ以テ直チニ該政府ノ意向ナリト推測シテ出力スルハ太早計」[9] とあるように井上は極度に弱体な勢力をあえて支持する危険を冒す気はなかった。

第二は日清の軍事力評価である。右の一八八一年の対清開戦論の背後には「彼兵備するも……自ら守るに可不過……吾此機に乗し一戦するも左迄難事とは不覚」[10] という清の攻撃力の低評価があった。しかし壬午事変処理過程で清が従来と異なり敏速で積極的な軍事行動を見せた結果、井上の評価は変わり「我内政ノ情態ヲ諦観スルニ我海軍ノ実力果シテ此非常ノ挙ニ充ツルニ走ル可キヤ」[11] という日本側劣勢と財政の現状より急速な軍拡の困難の評価となっていた。

第三は緊縮財政路線との連関である。右で述べた清軍への高評価の結果、朝鮮・琉球問題で日清対立を続ける以上、大幅な軍拡は不可欠であるという考えが政府内で固まりつつあった。明治十四年政変で確立した緊縮財政路線の松方と並ぶ中心的推進者であった井上は、清との協調の達成により軍拡の必要性を無くし、緊縮路線を守ろうとしたのである。[12]

第四は、清の朝鮮政策への判断である。井上は清に朝鮮実質支配の意図は本来はないと見ていたのである。

清の大院君拉致について井上は、これは「清国政府ノ真ノ好意ニ出」たもので「一大奇事最モ快ト云フ可シ」とし、日朝交渉の速な解決はこのおかげであるとした（九月三日花房宛訓令）[13] が、これは壬午事変時の清の介入は朝鮮実質支配を意

図したものではないと、彼が判断していることを示している。そしてこの判断は以後も変わらなかった。

壬午事変後、清・朝間で水陸貿易章程が結ばれ、その中で宗属関係が明文化されていた。これについて井上はパークス英駐日公使と一二月一八日対話した。その中で井上は、事変後も続いている清の介入を厳しく非難し、将来朝鮮国王を清に移し、朝鮮を郡県化するだろうとまで言った。しかしその介入の意図については、日本が朝鮮に琉球処分のようなことを行うことへの警戒と台湾出兵・琉球処分へのしっぺ返しのためであるとしていた。[14] つまり清には本来、朝鮮実質支配の意図はなく、日本の動きの反作用で介入を行っているにすぎないと見ていたのである。こうした判断よりすれば、日本の属国論の承認は日清関係の好転により逆に清の朝鮮への介入の縮少につながることになるだろう。

日本政府の朝鮮への勢力拡大政策の一番基底にある動機は朝鮮が敵対的な国に支配され戦略上危険なものとなることの阻止であった（後述する史料Cの(1)の部分の主張はその代表的なものを示す）。しかし清の朝鮮政策を右のように解せば、清の朝鮮「支配」はそうした危険と無縁なものになるのである。

要するにこの時の井上の不干渉論は、Ⅰ章で述べた壬午事変後の新しい状況により従来の政策が困難になった中で提起された新政策だったのである。

もう一方の主張の中心となったのは山県であった。『三条家文書』にある山県の以下の意見書（書類51―14）はこの時の彼の主張を示していると見てよいだろう。

〔史料B〕

朝鮮ノ事変結了後ノ政略ノ要点ハ独立ヲ幇助スルニアリ独立ヲ幇助スルハ仮リ条約ヲ締結シタル各国ヲシテ独立国ト認定セシムルヲ以テ第一策トナスノ一点ハ既ニ閣議決定シテ其緒ヲ開キ目今計画スル所ナリ然シテ其独立国ヲ制定スルハ内乱ヲ鎮圧スルノ実力アルヲ以テ第一トス然ルニ嚮ニ尹雄烈ノ情陳スル所ノ一点ト又今般来朝スル所ノ全権大臣ノ情訴スル要点モ亦兵力ヲ養成スルヲ第一トシテ中心独立ヲ籌画スルノ精神ニ出ルハ確信ス可キニ似タリ故ニ彼ノ我政府ニ依頼スルノ点ヲ酌量シ暗ニ之ヲ幇助シ朝鮮ノ独立ノ基礎

ヲ立テシメ朝鮮ノ歓心ヲ得ルヲ以テ我政府ハ方略ヲ施サヽル可カラザルノ時機ナリ支那ノ感触如何ニ至テハ我干渉ノ深浅巧拙ニ由ルモノニシテ既ニ前陳ノ如ク其ノ情訴ニ応シテ我カ好誼上ヨリノ幇助ヲ隠々中ニ施スヿナレハ支那ヨリ之ヲ以テ戦端ヲ開クノ口実ト為シ難カルベシ且ツ縦令此ノ干渉無カラシムルモ支那ノ猜忌ハ容易ニ解ク可カラザルノ場合ニ立至リタル末ニ付必シモ此ノ一事ヲ以テ大影響ヲ生スルノヿハ無カルベシ要スルニ此等ノ運用ハ其人ニ存スルモノニシテ徒ラニ議論ヲ以テ之ヲ判決シ難キモノト思考ス

これに明らかなように山県の主張は「独立」論であり、金らの要請にこたえての積極的援助論であった。そして独立の如何は内乱鎮定力の有無にありとしていることよりその援助の中心は兵力育成にあったと見ることができよう。そして「暗ニ之ヲ幇助」とあるように援助は清に秘してそれとの折衝ぬきで行おうと考えていた。しかしこうした清を無視しそれに対抗する積極的援助を行うことは清との対立を招くことは必然であった。右の意見書で山県は援助の有無にかかわらず「支那ノ猜忌ハ容易ニ解ク可カラ」ざる状態であるとしているが、彼のこれへの対策は、壬午事変の渦中の八月一九日付の意見書（『三条家文書』書類76―6）に見ることができる。

この中で山県は「近者朝鮮ノ事タル清国モ亦将ニ相関セントスルノ勢アリ夫レ朝鮮ハ秀吉征討ノ後我ヲ怨ムヿ久シ清国ハ台湾琉球事件ヨリ我ヲ妬ムヿ深シ則今日ノ事遂ニ決ヲ干戈ニ取ルモ亦測ル可ラス」という、日清・日朝関係の長期的対立の情勢判断を前提にした上で、清は富源・人材に富む大国であり、近時の進歩を考えれば数年後にはその軍事力は強大となる。ゆえに維新前後の戦いを経験し武士の気風を尚残している者がいる今の内に闘うべきであると主張していた。

こうした対清対決を覚悟しての属国論の否定、独立の積極的援助（即ちそれを通しての日本の朝鮮支配の実現）の主張を、以下、積極的「独立」論と呼ぶことにする。

井上・山県の両論の対立で閣議は、井上が「此論不行」と述べているように（史料A）彼の「独立」論放棄の主張を認めなかった。対外的威信を示したとされている江華条約の「成果」を放棄することは、短期的には政府の威信の大幅な低下につながるが故に、藩閥政府にとり、政治的危険の高い、容易になし難い選択ではあった。しかしさらに援助について山

県の主張をいれることまでは日清対決につながる可能性が高いゆえに行われず、援助の可否についての決定は先にのばされることになった。そして二八日までには三〇日に改めて朝鮮問題の閣議を開くことが決定された。[15]

援助問題をめぐり外遊中の伊藤博文不在下の最有力参議の二人が対立することになった。この対立の調停を試みたのが右大臣岩倉であった。

一〇月三〇日の閣議に向けての井上の三ヶ条の諮問に岩倉は二九日、はじめに、でもふれた岩倉意見書で答えた。[16]第一条の朝鮮と条約を結んだ列国を通しての独立工作について岩倉は全面的に賛成、第二条の清との独立問題の直接交渉は反対した。そして周知のようにこの第二条への意見の中で岩倉は、日清協調の必要を力説しそれが「区々タル朝鮮ノ為メ」に破られることは不可としていた。そして問題の援助の可否を問う第三条についてでは、依頼してきた以上はこれに応じ恩を施すべきだが、実際には朝鮮に独立の力はなく、又、援助を行えば穏密に行っても必ず清に知られ、清の対抗措置を招き、結局、日清間の戦争になるおそれがある、とする。そして援助依頼と対清協調の二律背反への岩倉の解決策は、「朝鮮ノ倚頼ニ応スル区域ヲ画定シ……判然朝鮮政府ニ明言シ清国ニ対シテモ必シモ秘スルヲ用ヒサル公明正大ノ所置ニ出」るという限定した、公然たる援助を行うとするものであった。

この岩倉の意見は、「独立」論をとり援助を行うという点では山県の主張にのっとっている。しかしその内容を限定し、さらにそれを秘密にではなく公然と行うという点で山県と異っている。岩倉は援助は行いながらも対清葛藤はさけるべく、限定された、公然たる援助とすることで清の「猜忌」をさけようという両全の策をとろうとしたのである。これが井上の対清協調重視の不干渉論と山県の積極的「独立」論の折衷・妥協を図ろうとしたものであることは明らかであろう。このように属国論は認めず独立論をとるが、対清対決はあくまで回避しようという主張を、以下、消極的「独立」論と呼ぶことにする。

送られてきたこの意見書に対し井上は痛烈な批判を行った。それが先に引用した二九日付の岩倉宛書簡（史料A）である。

抑々限定した援助を公然と行なうならば反清勢力を援助しても清との対決は生じないというのはかなり御都合主義的な見通しである。この岩倉の見通し・主張は、冷静で現実的な判断に基づくというよりも、二律背反を解決し閣内対立を調和させようという岩倉の願望から生まれたもののように思われる。

こうした岩倉の主張の空想的性格・消極的「独立」論に内在する矛盾を井上は史料Aの〔　〕で示した部分で厳しく批判し、その位で片付くなら外交の難はない、とまで極言したのである。そして岩倉の考えを批判した上で井上は先の二五日閣議での自分の属国承認論を再び持出した（史料Aの〈　〉の部分）。そしてこれをいれず「独立」論をとる以上は、朝鮮の内外政に干渉し「秘密之策略」（これは山県の主張である秘密援助を意味する）を行うべきであり、さらに当然おきるであろう対清戦争に備えて軍備拡張を行わねばならないと主張したのである。

この井上の書簡で注意すべきことは最後の積極的援助―対清開戦準備論の意味である。直前部の井上の主張、及び後述する実際の井上の朝鮮政策の展開より見てこれが彼の真意であるとは考えられない。これは属国論承認（井上）と積極的「独立」論（山県）の中間に折衷的政策を行おうとする岩倉の主張に対してその困難性をきわ立たせることに主眼があり、属国論承認をさけるなら対清戦は不可避という激烈な表現で、井上の主張への岩倉の同調、ひいては閣議決定の転換を図ろうとしたものと見ることができよう。[17]

以上のように三〇日の閣議を前に、援助問題ひいては今後の朝鮮政策について、井上の不干渉論・山県の積極的「独立」論・岩倉の消極的「独立」論の三つの考えが対抗することになった。この対抗はいかなる結着を見るのか、次章で明らかにする。

① （一八八二）年（一一）月伊藤宛井上書簡（同文書研究会編『伊藤博文関係文書』、以下『伊藤文書』、一、一九七三、塙書房、一七九頁）。

② （一八八二年）一〇月二四日佐々木高行宛三条書簡（東京大学史料編纂所『保古飛呂比』11・一九七九・東京大学出版会、三六〇頁）。

③ 後に引用する史料Gの〔　〕の部分。

④ 交渉過程についてはさしあたり藤村道生「琉球分島交渉と対アジア政策の転換」（『歴史学研究』373・一九七一―六）参照。

⑤ 『外』14、二八四～二八六頁。

⑥ この時期日本政府に琉球問題の影が大きくかぶさっていたことは、一〇月二四日から松方大蔵卿より黎駐日清公使に琉球問題についての私的交渉が行われていたことにも見ることができる(『中日韓』620・一〇二一、二頁・松浦玲『明治の海舟とアジア』・一九八七・岩波書店、一一九～一二一頁)。

⑦ (一八八一)年七月二七日伊藤宛井上書簡(『伊藤』一、一六四頁)。ただしこれ以前の琉球問題をめぐる対清強硬政策の採用は、井上の主導したものではなく、この時の主張も一旦、強硬方針を決めた以上はそれを貫くべしというものであった。琉球処分問題をめぐる政治・外交過程は別稿で明らかにする。

⑧ 本章註①井上書簡。

⑨ 一八八二年一一月一七日付伊藤宛井上書簡(『秘書』朝鮮交渉上、二五二頁)。

⑩ 本章註⑦井上書簡。

⑪ 本章註⑨井上書簡。

⑫ 一方、松方も本章註⑥で述べた黎との交渉で、黎の妥協案に積極的対応をし、対清協調に熱意を示した(『李文忠公全書』〔一九〇八〕電稿一、十一丁)。緊縮財政と軍拡の政治的連関については、別稿で詳細に展開する。

⑬ 『明治十五年朝鮮事件』。

⑭ Parkes to Granville No. 172. 1882. 12. 21. (FO 46. Vol. 290) なお郡県化の意図については、井上自身ここまでは思っておらずパークスを清に反対させるための誇張であると思われる。

⑮ 一八八二年一〇月二八日付佐々木宛三条書簡(前掲『保古飛呂比』11、三六〇頁)。

⑯ 『実記』はこの意見書の日付を一〇月六日と推定し、『外』15もこれを踏襲している(両書に収められている史料には十月とあるのみで日付は欠いている)。しかし六日には援助問題は発生しておらず、この推定は誤りである。この意見書は『井上馨関係文書』にも収められている(書類672―4、但し岩倉の筆跡ではない)が、それには一〇月二九日と記されており、前後の関係よりもこれが正しいであろう。

⑰ 甲申事変の処理過程で井上は同じような論法で「独立」論の放棄を図っている(拙稿「形成期明治国家と朝鮮問題」、『史学雑誌』九八―三、一九八九―三、一五、六頁)。

Ⅲ章　独立援助問題(2)
――決定とその内容――

一〇月三〇日の閣議で井上は「外務卿見込書」という意見書①を示した。これも長文ながら要約を交えながら引用する。

〔史料C〕

朝鮮ニ向テノ政略ヲ両岐ニ分チ、其ノ利害ヲ論スル左ノ如シ

一〔(1)我国ノ利益ヲ保護セント欲セハ、朝鮮ニ干渉シテ、独立ヲ幇助スルニ在リ、
今朝鮮ヲシテ、公然清ノ藩屏ニ帰セシメ、清ヨリ砲台ヲ築キ、兵艦ヲ聚キ、我レニ迫ルノ勢有ラシメハ、我ニ在テ其害最大ナリトス、故ニ我レノ利益ヲ保護セント欲セハ、朝鮮ヲ幇助シテ独立国トナラシメザル可カラズ、（独立幇助策は列国に独立と認定させることが第一、しかし朝鮮政府の実力なければ列国、独立と認めず）故ニ今朝鮮ノ独立ヲ幇助セント欲セハ、速ニ武器ヲ与ヘ、教師ヲ借シ、内乱ヲ鎮圧スルニ足ルノ兵ヲ訓練セシメザルヲ得ス、（又産業開発も着手せしむべし）此レ則チ一歩一歩我レノ干渉ヲ進ムルモノニシテ、此ニ非サレハ、朝鮮ノ独立ヲ保護スル能ハザルナリ〕、但茲ニ一ノ慮ル可キハ、清国ノ感触ニシテ、（日本の干渉に清は猜忌を募らせ早晩開戦の可能性があり、一度開戦し仇敵となれば千百年これをときえない）此ノ時ニ当テ、我レノ財力、以テ之ニ給スルニ足ル欤、我レノ砲器船艦、以テ之ニ応スルニ足ルカ、是レ最予メ研究ヲ要スルモノナリ
一〔(2)亜細亜ノ大局ヲ全セント欲ハ、日清ノ親睦ヲ厚スルニ在リ、
曩キニ台湾ノ役有リ、頃日琉球ノ挙有リ、清国ハ常ニ我レヲ疑テ、侵奪主義ヲ執ルモノトス、今又朝鮮ノ変アリ、彼レ専ラ我レノ所置何如ニ注目ス、我レ如シ亜細亜ノ大局ヲ全スルヲ以テ政略ノ目的トスルトキハ、幾分カ我レノ利益ヲ放擲シテ清国ノ猜忌ヲ解カザル可カラズ〕但清国ノ交誼ヲ重スル為メ、朝鮮ヲ漠視シテ其ノ歓心ヲ失フ如キハ、亦善隣ノ策ニ非ラズ〔(3)今両全ノ謀ヲ為スニハ、朝鮮ヲシテ、一面ニハ清国ニ事ルノ礼ヲ失ハシメズ、一面ニハ之カ保護ヲ与ヘシ、而シテ清国ノ嫌疑ヲ避クル為メ、砲器ノ如キ、教師ノ如キ、礦務農事ノ如キ、朝鮮ヨリ我レニ倚頼スル件ニハ総テ朝鮮ヨリ先ツ清国ニ通報シ、其ノ異議ナキヲ待テ、我レヨリ之ニ応シ、清国ヲシテ、我カ朝鮮ヲ待ツハ、一ニ善隣ノ好意ヲ出ルヲ知ラシムベシ、然ルトキハ、清国猜忌ノ念、漸次ニ消滅シ、琉球処分ノ如キモ、東洋ノ守ヲ固スルノ政略ニ出テ、土地ヲ貪ルノ主義ニ非サルトノ感触ヲ起シ、多年ノ葛藤、或ハ一朝ニ解散スルモ知ル可ラズ、此ノ如キ時ハ、亜細亜ノ全局、庶クハ破裂ノ憂ナキヲ保スベシ〕

この意見書は従来の政府内の対立をふまえその解決を図るものである。即ち(1)の〔　〕の主張は先の山県の意見であり、「但」以下はそれへの批判である。そして(2)の〔　〕の主張は井上の対清譲歩論である。意見書はまず対立する両論をあげ、朝鮮への援助（勢力拡大）と対清協調の二律背反を示す。そして(3)の「両全ノ謀」以下がこの意見書の眼目で、援助を行うがそれを公然たるものとすることで矛盾の解決を図ろうとしていた。つまり山県・井上の主張を批判し岩倉の折衷案

を説いているのである。井上は前日の批判を撤回し岩倉に合意したのだろうか。

しかしそうではなかった。井上は岩倉の主張に対し大きな追加を加えているのである。それは第一に「清国ニ事ルノ礼ヲ失ハシメズ」と名分論的宗属関係が容認されていたこと、[2] 第二に公然援助の主張が清の合意の上の援助（逆に言えば合意がなければ援助を行わない）にまで強化されていることである。こうした追加は二面的な消極的「独立」論の解釈を大きく不干渉論に近づけたものであった。この「両全ノ謀」は著しく井上よりの折衷案だったのである。井上は消極的「独立」論の枠組を使って、先の「独立」論の閣議決定を、対清協調重視の属国承認論の方向に修正しようと試みたのである。そしてこれが史料Aの末尾に述べられている井上の岩倉訪問の結果、出されたものであることを考えると、この意見書は両者の意見調整・妥協により成立したものであると見ることができよう。

井上・岩倉間の妥協は成立したが、その内容が右のようなものである以上、山県の反対は当然であろう。そのためか決定は三〇日に行われず、一一月一日の閣議でも決着がつかなかった。そして欧州の伊藤に援助問題についての見解を問う電報が打たれたのである。[3]

こうした決定の遅延の中、打開工作が井上・岩倉を中心に進められていた。一一月四日井上は岩倉に以下の書簡（『三条家文書』書翰179―11）を送っている。

〔史料D〕

過刻態々御降被成下御下命一々尚篤熟考可仕候其節申出置候真正之御口答書仮ニ差出し候間必御他言御用捨奉願候東洋大平保全スル之事を真先ニ差上候者過日来御懸念之点を充分含蓄セ意ニ御坐候左ニ候得者聖上御考案ハ飽迄大平ヲ御保全之御主意併不得止時干戈ヲ開ク用意と之意味ニ御座候尚深ク御高案被下度候為其匆々拝白

（ル、欠カ）

（ニ）

（ニ）

（ニ

簡との類似性（史料D・Fの傍点部）より見て、詔書の草案であると思われる。そして「東洋大平保全」という井上の主張のキーワード的句（史料C(2)の傍線部）を冒頭に持ってくること、軍拡はあくまで「不得止」場合のためのものとして、軍拡が対清対決方針へ暴走することの歯止めをかけようとしていることより、この草案は、対清葛藤を極力回避しようとする井上の意向が強く反映する形でつくられたものであろうと推定することができよう。つまり井上・岩倉は天皇の権威を利用することで、山県、そしてその背後の軍部の反対を抑えその合意を得ようとしていたのである。

こうした工作により事態の解決の方略の目途が一一月八日には立ったと思われる。筆者がこの年の一一月八日と推定する④岩倉宛三条書簡（「岩倉公伝記資料」）は以下のように述べている。

〔史料E〕

弥安全奉賀候少々御持病之趣御保養専祈候扨朝鮮事件今朝外務卿へ行向内談仕候処卿ニ於テハ　聖上之思召異存モ無之由乍併内閣ニハ随分論モ有之故先卿山県両人ヲ被召御互ニ被仰聞候様仕度其節ハ大臣方ニモ御陪席有之度趣也仍今日参殿両人江御沙汰之儀言上仕候明日ハ士官学校射的ニテ九字ヨリ行幸之由仍テ明後日被召候様言上仕置候就テハ明後朝ハ是非御陪席之様仕度候猶御尊慮モ候ハヽ明日御面談可申上候此段一筆相陳候也

この書簡より井上は同意するが、山県は不満を持つであろう朝鮮問題についての意向を天皇がこの時には固めていたことを見ることができる。そして山県の同意をえる術として山県への天皇の言葉という段取も組まれていた。そして一一月一一日山県の謁見が行われ（『紀』、八一三頁）⑤その直後の一二日もしくは一三日に援助問題についての閣議決定が行われた。⑥井上・岩倉は天皇の権威を巧みに利用したのである。この直前の一〇日、伊藤より積極的「独立」論と対清対決に備える軍拡を主張する電報が送られてきていたが、⑦参議中第一人者の主張も天皇の支持をえた井上・岩倉の前には無力であった。

以上の過程をへて決定された閣議決定の内容はどのようなものであったろうか。

その基本方針は先に言及した以下の詔書（『紀』五、八四二、三頁）に見ることができる。

〔史料F〕

東洋全局ノ太平ヲ保全スルハ朕カ切望スル所ナリ然ルニ今度朝鮮ノ依頼アルニ由リ隣交ノ好誼ヲ以テ其ノ自守ノ実力ヲ幇助シ各国ヲシテ其ノ独立国タルヲ認定セシムルノ政略ニ渉リ而シテ直接ニ我カ国益ヲ将来ニ保護セント欲スルノ閣議ハ其ノ当ヲ得タルモノ、如シ然シテ隣国ノ感触ヨリ或ハ不虞ノ変アルニ備ユル為メ武備ヲ充実スルノ議ハ尤国ヲ護スルノ要点タリ但シ海軍拡張ノ如キハ其ノ理論ヲ定ムル易クシテ其ノ実効ヲ収ムルヲ難シトス……其ノ拡張ノ順序着手ノ方法更ニ閣議ヲ尽シ以テ朕カ意ヲ安ンセヨ

井上の主張のキーワードである「東洋全局ノ大平ヲ保全」とともに山県のそれである「我カ国益ヲ将来ニ保護」（史料C(1)傍線部）の両句が含まれており、これが両論の折衷、岩倉の消極的「独立」論によるものであることは明らかである。

この折衷的な消極的「独立」論は、二面的で本来矛盾を含むものであり、その遂行も大きな幅を持ちうる。従ってその具体的政策内容の決定がいかなるものであったかが重要な問題となる。それは一一月一七日三条に井上が上申し閣議決定を得た以下の文書（『井上馨関係文書』書類672—8）に見ることができる。

〔史料G〕

朝鮮ニ向テノ政略ニ付テハ度々閣議ヲ経殊ニ　聖上ヨリ東洋全局ノ平和ヲ目的トシ時機ヲ料度シテ国家ノ害ヲ招カザル丈ケノ幇助ヲ与ユルトノ　叡旨ニ有之因テ熟考候ニ朝鮮ノ独立ヲ幇助セント欲セバ彼レノ心ヲ収攬セザル可カラズ〔彼レノ心ヲ収攬スルニハ幾分カ彼レノ倚頼ニ応ゼザル可カラズ然ラザレバ彼レハ我カ幇助ノ心有ルヲ認明スルニ由ナク倚頼ノ念ハ随テ消滅ニ付シ已ニヲ得ズ清国ノ鼻息ヲ仰キ終ニ其ノ独立ノ志願ヲ達スル「能ハザルベシ」但シ其ノ幇助ノ方法ニ至テハ勢ヲ料リ機ニ応シテ之ヲ施スベキモノニ付今日預決ス可カラズト雖トモ之ニ当ツルノ費用ハ預メ其ノ限量ヲ定メザルヲ得ズ今度ノ塡補軍費金ハ頗ル過重ニ似タルトノ物議モ有之事ニ付其内二十万円ヲ彼レニ恵与スルノ目的ヲ以テ之ヲ幇助ノ金額ニ相当テ候方可然欤右ノ目的相立チ候上ニて其ノ施行ヲ拙官ニ御委任有之候ニ於テハ時機ヲ見計ヒ或ハ金ヲ以テ或ハ器械等ヲ以テ幇助ノ使用ニ供給シ可及丈ケ之籌画ヲ相試可申候

右ハ差懸リ候要件ニ付速ニ御内決ヲ奉仰候也

井上が先の意見書で主張した清の合意の上での援助という内容はここに見られず、「独立」方針の修正という井上の意

図は実現していない。しかしここに示される援助の内容、朝鮮よりの壬午事変の償金五〇万円の内よりの二〇万円はかなり厳しく限定されたものと見ることができる。抑々償金を朝鮮側に還元し「施恩」＝親日化政策の術としようという方針は、援助問題発生以前に井上がすでに決めていたものであった。[8] つまり援助問題の紛糾もこれをこえる積極的援助の決定をもたらさなかったのである。そしてさらにこの援助政策実施にあたって井上自身が裁量権をほぼ完全に握ることになっていた。援助政策自体の否定には成功しなかったがその政策遂行の主導権を握ることには成功したのである。

井上はその不干渉方針が否決された以上、その方針にたった政策展開は行いえなくなってはいたが、消極的「独立」政策展開の裁量権を握ったことで対清葛藤回避を重視しながらそれを行うことは可能となったのである。[9]（もっともそれは困難なものであったが）。

要するに折衷的な消極的「独立」方針の決定において主導権を握ったのは、矛盾する二側面の内、対清葛藤回避を重視する井上の線であり、「独立」論を重視する山県―伊藤―軍部の線は抑えこまれたのである。そしてこうした結果となったことについては井上・岩倉による天皇の抱きこみの成功が大きかったと見ることができよう。

また朝鮮政策の決定に伴い、清を想定敵国とする大規模な軍拡方針も決定された。壬午事変の過程で清への軍事的劣勢という印象が持たれ、その後も清の軍備充実の進行の情報[10]が入ってきている中で、「独立」方針をとる以上、消極的・積極的を問わず、軍備拡張が必要であるという点では一致が存在していた。[11] しかし右に見た朝鮮政策の内容、「不虞ノ変アルニ備ユル為メ」という詔書の文言に明らかなようにこれは対清戦を積極的に決意する決定ではなかったのである。[12]

① 「岩倉公伝記資料」（『岩倉公旧蹟保存会所蔵文書』）。これは筆写資料で、冒頭に「朝鮮使臣返答評議之節外務卿見込書」と記されている。ただしこれには日付が付されていない。日付は、この意見書が、はじめに、で述べた『紀』を要約する井上意見書と明らかに同一であることよりその記述をとった。

② 当時の国際法では、進貢のような封建的関係の存在は直ちに主権の喪失を意味せず、独立国も進貢を行いうるものであった（'tributary states, and states having a feudal relation to each other, are still considered as sovereign so far as their sovereignty is not affected by this relation.' H. Wheaton, *Elements of International*

Law. London. 1836 p. 64)。したがって井上のこの主張は独立論の否定・属国論の承認までも含んだものではなかった。

③　この日閣議があったことは一八八二年一〇月三〇日付佐々木宛三条書簡（前掲『保古飛呂比』11、三六三頁）に伺える。閣議の内容はⅡ章註⑨井上書簡二五九頁より推定できよう。

④　「岩倉公伝記資料」の原文では日付は一一月四日である。しかしこれは正確とは思われない。なぜなら書簡中に射的会に翌日行幸と、の部分があるが、陸軍省『明治軍事史』上（一九六六・原書房）・『紀』に、一一月五日にそれが行われた記事がないからである。この資料は筆写史料であり他の収録書簡も検討すると誤りをかなり含み（誤読か誤記かは不明だが）必ずしもそのまま信じうる史料ではない。そこでこの書簡を、岩倉在世中で、三条が拝謁した翌日射的会への行幸があった日という条件で、『明治軍事史』・『紀』よりさがせば、一八八二年一一月八日となる。そして仮にこの書簡をこの日のものとして以後の動きを『紀』により記せば以下のようになる。

八日　三条謁見
九日　近衛射的場行幸
一〇日　岩倉・大山謁見
一一日　三条・山県謁見・又岩倉にも謁見
一四日　三条・井上謁見、次で岩倉謁見

大体書簡の内容に符合するが、以下の問題もある。一、士官学校ではなく近衛が行幸先なこと、二、山県謁見が明後日ではなく三日後であること、三、山県・井上が同時に謁見してはいないこと。この内、一については『明治軍事史』・『紀』に士官学校射的行幸の記事が存在しないこと、これ以外の射的行幸で午前九時出門はないことより、三条の誤記と解しえよう。二・三については、予定の変更が行われたと解することもできよう。よって本文のように推定した。これの確定については今後の史料の公開・発掘に期待する。

⑤　この時の山県への天皇の言葉の趣旨は、すぐ後に引用する史料Gの「叡旨」の部分と重なると見ることができよう。

⑥　この閣議決定の内容は一三日に伊藤に打電された（Ⅱ章註⑨井上書簡二五四頁）。伊藤の地位より決定後直ちに通知されたと考えられるので一三日か一二日に決定がなされたと思われる。

⑦　『吉田文書』219。彭沢周「清仏戦争期における日本の対韓政策」（『史林』43―3、一九六〇―五、一二六頁）がこれを部分的に引用、紹介している。

伊藤は甲申事変段階においては、対清開戦回避に井上とともに努め、朝鮮政策においても消極的「独立」論の立場をとった（拙稿「形式期明治国家と朝鮮問題」、『史学雑誌』九八―三、一九八九―三・「一八八〇年代の朝鮮問題と国際政治」、『史林』七一―六、一九八八―一一、参照）が、滞欧中は積極的「独立」論の立場をとり、この後清仏戦争に際してもフランスと提携しての対清強硬論を説いていた（野瀬和起「甲申政変の研究(一)」（『朝鮮学報』82・一九七七―一、一四七、八頁）。こうした伊藤の対清強硬論は、出来れば朝鮮を勢力下に収めたいという本来の野心に加え、ベルリン会議以後の植民地分割政策の再活発化＝「属地政略再燃の景況」（春畝公追頌会『伊藤博文伝』中、一九四〇、三三七頁）を欧州の現地で体験していたことで生じた危機感の結果であると思われる。

⑧　「償金之義ニ付而者別ニ施恩之御取計可有之哉之趣欣承実ニ当国ノ如キニ対シテハ恩威並行之要用ナルヤ勿論此事タルヤ間接ニ清人ノ心ヲ服セシメ候義ニ有之候間随分御張込相成候義ヲ企望仕候」（一八八二年一〇月一五日付花房宛近藤真鋤書翰〔駐朝臨時代理公使〕、『花房文書』書翰A129―48）。

⑨　援助問題決定の後、井上は今後とるべき朝鮮政策について伊藤に以

下のように書き送っている。「急に朝鮮を補強して強て其独立を成就せしめんとするは得策に無之……何時進むも害なく退も害なき様致し置度」（Ⅱ章註①井上書簡、一八一頁）。

⑩ 一八八二年九月三〇日付 三条宛川村海軍卿届（『公文録』明治十五年、海軍省・2A・10・㊗3322）。

⑪ 一八八二年一一月一九日岩倉意見書（『実記』下、九四〇頁）・一〇月二九日付井上書簡（史料A）。

⑫ 壬午事後の軍拡計画の決定、その後の展開については別稿で詳細に明らかにする。

Ⅳ章　消極的「独立」方針の展開

消極的「独立」方針という矛盾した方針が現実にいかに実施されたか、援助問題決定直後の日本政府の朝鮮政策の展開を見ることにする。

まず使節団の要請である塡補金支払方式の緩和と独立援助への対応を見る。

前者について日本政府は、済物浦条約の年額一〇万円五年賦を五万円一〇年賦に緩和した。[1] この緩和により塡補金は当時の弱体な李朝国家財政にも支払可能なものとなった。これは済物浦条約段階の朝鮮政策の部分的修正の意味を持っていた。条約交渉で日本は、朝鮮政府財政の弱体性に乗じて、高額の償金を要求しその抵当として金鉱などの利権を獲得することを狙っていた。[2] しかし年額を支払可能なものとしたことはこうした露骨で直接的な利権獲得政策を日本が修正したことを意味する。支払方式の緩和は、使節団の日本への期待を強める一方、独立党を中心とする使節団の功績として帰国後彼らの地位を高め、親日的志向への助力となろうと日本政府は考えたと思われる。直接的な利権要求を抑えより長期的な親日化政策へ朝鮮政策を一元化していこうとこの時日本政府はしていたと思われる。

次に肝腎の独立援助については小銃五百丁供与と横浜正金銀行より十七万円貸付が行われた。銃器の提供は先の二〇万円援助方針の具体化であったが、[3] 後者はそれをこえたものであった。借款供与は金玉均が強く要請したものであったが、[4] 日本側は確実な担保の欠如を理由に当初これに応じなかった。[5] しかしその内清の対朝五〇万ドル借款の情報が伝わり、[6] 一

二月一日には新旧両朝鮮公使竹添進一郎・花房義質の井上宛借款供与意見書（『井上文書』書類672—8）が出された。意見書は、要請に応じることは「朝鮮ヲシテ我レニ倚頼スルノ念ヲ固クセシムルニハ最必要」とした上で、二〇万円援助方針によって漸次に武器や器械などの供与を行うのでは即効性がないので今回の請求に応じるべしとしていた。新旧両公使の意見に借款は決められたのであろう。

そして対清協調との矛盾については、日本側は、これらの援助を行っても清の反発を招くことはない、という楽観的な見通しを持っていたのである。[7]

援助問題決定後の井上の朝鮮政策を明確に示すのが竹添の任命・赴任であった。花房がロシア公使に栄転した後をうけた竹添は漢学の素養が深く、従来、天津領事など対清（李鴻章）交渉に主にあたってきた人物であり、壬午事変処理においても清側との交渉で功績をあげていた。清の影響力が格段に強化され清官との折衝が重要な職務となった朝鮮公使の地位にこうした竹添をあてることは井上にとり得心の行くものだったろう。[8] そして井上が竹添を深く信用していたことより[9]竹添の出発時の政策は井上のそれと重なると見てよいであろう。

竹添は一二月二八日に朝鮮に出発したが、赴任にあたりその考えを二六日付の書簡で吉田清成外務大輔に述べた（『吉田文書』36）。

〔史料H〕

（略）彼地之事情懸念之事而已有之候如何様トゾして東洋全局ノ和平を相保候方ニ微力を尽し候覚悟ニ候へ共平生信用無き迂生ニ候へは内外之謗議一身ニ叢集可致ハ必然ニ付其辺は御諒察被下万事御指揮を蒙り職務を不辱様御高庇を奉仰候

一朴泳孝一刻帰国之上彼ノ政府ニ於テ威力ヲ得候運ニ候ハヽ交際之都合も可也出来可申候へ共依然支那党之権勢確固ニ候ハヽ我レハ毎も門檻外ニ被屏候て手も足も動き申間敷兎も角も赴任之上彼地之情況ヲ観察し詳細具陳仕候て更ニ何分之御示教ヲ奉伺度候（略）

傍点部の「東洋全局ノ和平」はすでに度々ふれているように井上の不干渉論のキーワードであり、これは竹添がこの時

井上の方針に内心同調していたことを示すものであろう。一方公的使命である親日的勢力の強化については使節団の朴泳孝の帰国による朝鮮政界の変化に期待をかけていた。そして親日化政策については「専ラ温和ヲ以テ交際ヲ親密ナラシムルノ胸算」であった。[10] 即ち威圧的政策ではなく先の年賦金支払方式の緩和のような融和的政策がとるべきものと出発時には考えていたのである。

次に着任後の竹添の動きを見る。

漢城到着直後の一八八三年一月一二日竹添は機密信第一・二号を出した。その第一号で清軍も日本軍に抗する様子はなく現今の景況では駐留日本軍二中隊の内一中隊を帰国させて然るべきでそうすれば清の日本への猜忌を減じる一端ともなろうと具申した。[11] しかし漢城についておそらく一日か二日しかない段階で[12]このような微妙かつ重要な問題について判断を下せるほど現地の状況を把握しえたかについて疑問が生じる。これについて駐兵問題の展開を追いながら検討する。

済物浦条約で日本は公使館警備の名目で駐兵権を獲得した。しかし本来、井上の指示したのは朝鮮軍による公使館警備要求であり、花房がこれを修正し要求したのである。[13] 済物浦条約の内容が伝わった時、井上はこの条項の修正は指示しなかった。しかし現在派遣されている一大隊の兵員は一中隊を残し他は花房とともに帰国させ、残る一中隊も情勢が完全に平静に帰せば半中隊に減じるという早期減兵方針をとっていた。[14] そして九月末、吉田外務大輔が減兵慎重論を主張したにもかかわらず、花房の帰国に伴い一中隊の兵のみを残す減兵が行われた。[15][16] この速な減兵の背景には清軍も近く撤兵し少数の陸兵と一二隻の船のみが残ることになるという見通しが存在していた。[17] しかしこの見通しは外れた。清には長期駐兵の意志はなかったが済物浦条約で日本が駐兵権を得たことを警戒し一年間は駐兵することにしていたのである（後述）。しかし六営三千人という清の大兵の駐屯は逆に日本側に警戒の念をよびおこす。そして一〇月中旬新に広島第十一連隊第一大隊の半分の兵が改めて漢城に派遣されることになった。[18] かなりの兵力の日清両軍が漢城で対峙することになったのである。日清相互の疑心暗鬼がこうした結果をもたらしたと言えよう。

日本は朝鮮における兵力を再強化した。しかしこれをいつまで続けるかについては明確な方針を立てていなかったと思われる。そして一二月二六日大山陸軍卿は三条に派遣兵中に近く満期兵が出ることに関連し駐兵の継続期間についての伺いを出した。[19] 竹添の出発のまさに直前、閣議では駐兵の期限が問題となっていたのである。これより見るならば竹添の減兵論は駐兵期限問題についての現地よりの具申の意味を持っていたと見ることができよう。そしてこれが現地の情勢把握もまだ十分にできたとは思われない着任直後に出されていることを考えると、これは当然減兵論者であろう井上と竹添の出発時からの予定の行動と見てもあながち穿ちすぎではないだろう。減兵上申で井上・竹添は「独立」方針の修正を試みたのである。

しかし竹添の具申にかかわらず閣議は清軍が駐留する限り日本軍も駐留するという方針をとり一月二七日、駐留軍はそのまま当分据置という決定がなされた。[20]「独立」方針修正の試みは失敗に終わったのである。

着任して約一か月たった二月八日から一五日に竹添は朝鮮政況を報知するとともに自らの考えを述べる一連の報告（機密信第三～一四号、二月一三日付井上・山県宛私信、『三条家文書』書類34―9）を出した。これは以下のようなものであった。

まず清の強大な影響力については、実質支配をめざしているものとは見ず、当然のものであるとしていた。即ち一、軍事教官の派遣は壬午事変前、朝鮮側が日本士官を借りたのと同様にすぎない（私信）。二、馬建常・メルレンドルフの朝鮮政府顧問就任も、清における西洋人顧問と同様に朝鮮政府が自主的に雇ったことになっており自主権を否定する形にはなっていない（同）、三、鉱山開発は費用が莫大で中国でもひき受け手はいないだろうし、いても中途でなげだそう、仮に成功したとしてもそれは朝鮮の富裕化、開化につながり、結果的には清の干渉への嫌悪を生み出そう（第六号）。そして清韓水陸貿易章程の宗属関係の明文化についても、それは「三百年来一定不変ノ成則」に基づいたもので怪しむにたらず、俄に独立国の例に倣うことは無理であるとした（第十一号）。要するに現在の清の強い介入は、日本が琉球処分のようなことを行うのではないかという疑惑よりその阻止を図るという防衛的意図によって行われているのであり、疑惑が晴れれば解

除されるとした（私信）。

そして日本の朝鮮への利害については、まず貿易について以下のように述べる（第七号）。清と朝鮮の海路貿易が始まれば日本の対朝貿易は大打撃を受けることになろうが、それは結局一〇余の商人が五万から一〇万円の利益を失うにすぎない。日本全体の商況より見れば朝鮮貿易には大した利害はなく、朝鮮在留の数百の商人に関係するにすぎない。朝鮮は極度の貧困状態にあり今後も貿易の利は大して望めない。

次に対清防衛上の朝鮮への介入必要論（史料C(1)、参照）にも以下のように批判する（私信）。本国の防衛体制も不十分な清が朝鮮（具体的には釜山）での軍備を強化することなど考えられない。仮に兵力を強化しても清軍の不規律より反清感情を高める逆効果を生むにすぎない、また清の軍備につき日本が重視すべきは清全体の軍事力であり、釜山に軍艦を常置しうるほどそれが強化される時は、清の日本への脅威は釜山に対してのみに留まるわけではない筈だ。

竹添の見解では、今日の状況は要するに日清両国が互いの競争心より朝鮮について対抗しているのであり現実の朝鮮にはそのような価値はない、そして日本のとるべき政策の基本は「我ヨリ一切干渉セスシテ静ニ前途ノ運ヒヲ傍観スルニ如クナシ」（私信）ということであった。

以上のように竹添の見解も井上と等しく不干渉論だった。日本の朝鮮政策の最高責任者と現地の遂行者は、内心ではともに不干渉論者だったのである。そして竹添のこの一連の報告は、政府の公的方針である「独立」論修正に向けての現地よりの再度の試みと見ることができよう。

なお不干渉論者の朝鮮政策について注意するならば、彼らは朝鮮への日本の勢力拡張の展望をまったく欠いていたわけではなかった。先の鉱山開発についての意見に見られるように、朝鮮が開化の方向に進んで行くならば清離れがおこり、親日化の余地が生じると考えていたのである。客観的に見ればこれは奇妙でふたしかな考えであった。しかしこの開化→親日化は壬午事変前、守旧派に対する閔氏―開化派を支持して以来、日本側の固定観念になっており、積極的朝鮮政策を

封印せざるをえない立場よりの単なる負け惜みとは言えないものであった。ごく長期的視野においては不干渉論も朝鮮の清よりの自立→親日化を考えていたのである。

こうした考えを持つ竹添の実際の行動が、田保橋氏も指摘するように清官と親交を結び独立党を疎外する傾向にあったこと(『田』九一六、七頁)は当然のことである。しかし政府の決定が「独立」論にある以上、竹添の行動がこうした方向に一元化するわけにはいかなかった。竹添は朴泳孝ら独立党と接触し、その独立論にも注意を払っていた(例えば機密信第九号)。また日朝間の外交交渉においても竹添は出発時の「温和」方針とは違って極めて威圧的な外交を行っていた。[21] こうした竹添の威圧的行動それに日本軍の駐留は、日本の意図や行動に対する危惧を朝鮮や清にだかせ続けたであろう。日本の朝鮮政策は、その実施においても、方針と等しく二面的な矛盾したものだったのである。

① Ⅱ章註①井上書簡・『中日韓』621・附件12、一〇二三、四頁。
② 一八八二年八月二七日付花房宛訓令(『日韓』2、二一四、五頁)。
③ Ⅱ章註①井上書簡、一八〇頁。
④ 吉田宛金玉均書簡(『吉田文書』3545)、日付を欠くが内容よりこの時のものと推定する。
⑤ 同右。Parkes to Granville No. 159. 1882. 11. 6 (FO. 46. Vol. 289)
⑥ 同右 Parkes 報告。これは招商局よりの借款についてのことであろう。
⑦ 銃器供与について井上は「別段清国之感触ヲ悪スルノ懸念モ無之」と判断していた(一一月三〇日付三条宛井上上申(『井上文書』書類672—8)。竹添・花房意見書は、器具・借款の供与はかえって清の猜疑を減じる可能性さえもあると述べていた。援助の規模の小ささと対清対立回避の願望がこうした見通しとなったと思われる。
⑧ 竹添の任命については、『田』上、九〇六、七頁、彭『明治初期日韓清関係の研究』・一九六九・塙書房、二四五、六頁、参照。
⑨ (一八八〇)年八月三〇日付宍戸宛井上書簡(『宍戸璣関係文書』8—4)。
⑩ (一八八三)年二月一三日付 井上宛竹添書簡(『三条家文書』書類34—9)。
⑪ 『秘書』朝鮮交渉中、一、二頁。これが一号であることは後述の三号に明らかである。
⑫ 一二月二八日に竹添をのせ横浜を出航した明治丸は仁川で一両日停泊の後、一月一六日に下関に帰港しており(『東京日日新聞』一八八三年一月一七日)花房の仁川着は一〇日頃と思われる。
⑬ 花房「条約要説」(『日韓』2、二三二頁)。なお公使館警備・賠償要求が壬午事変処理の過程でどのように変遷していったかについては前掲拙稿「壬午事変と明治政府」参照。
⑭ 一八八二年九月三日付花房宛訓令(『明治十五年朝鮮事件』)。
⑮ (一八八二)年九月九日井上宛吉田書簡(『井上文書』)。

⑯・⑰（一八八二）年九月二三日付吉田宛花房書簡（『吉田文書』20）。
⑱『紀』五、八〇七頁・一八八二年一一月二日付三条宛大山伺（『公文録』明治十五年、陸軍省、2A・10・㊗・3316）。
⑲ 一八八二年一二月二六日付同宛同伺（同右・明治十五年・陸軍省、2A・10・㊗・3546）。
⑳ 同右・一八八三年一月二六日付伊藤宛井上書簡（『伊藤』一、一八三頁）。
㉑ 竹添の強圧的交渉ぶりは海底電線施設要求交渉に関する機密信第一三号（『三条家文書』書類34―9）に見ることができる。この中で竹添は出発前の方針との豹変を中国人・朝鮮人への蔑視観によって合理化しようとしている。

V章　清・朝関係の展開

壬午事変後の日本の朝鮮政策は以上のようなものであった。本稿の課題であるこの時期の朝鮮問題の位置の検討には、さらに朝鮮・清側の動きの把握が不可欠となる。本章は朝鮮史・中国史の研究によりながらこれについての見通しをえようとする試みである。

一九世紀中期の西洋の外圧到来前、東アジアには近代的国際関係と異なる秩序が存在していた。その秩序の中で清と朝鮮は宗属関係にあった。この関係において朝鮮国王は清皇帝に臣従の礼をとったが、後者は前者を保護する道徳的責務を負っていた。そして朝鮮の政治は、「属邦自主」の考えにより一切朝鮮の自主に任されていた。①

しかしこうした伝統的関係は一九世紀中期以降、変容していく。その要因は第一に、近代的国際関係の原則を強要する、西洋・日本の外圧であった。第二は、清・朝鮮の内部からの動きで、その方向は二つあった。一つは近代的国際関係に自主的に移行しようとするもの（その目標は近代的意味での属国・完全な独立と、清・朝鮮で異なる）、他は新しい状況の下で伝統的宗属関係を極力、維持・利用しようとするものであった。

この清・朝鮮自らの変容の過程を見る。

西洋や日本の圧力という新たな外交問題の発生に対し、朝鮮政府は伝統的鎖国体制の維持を望み、そのため清を楯にし

ようとした。一方、清は朝鮮のために危険を負担する気はなく朝鮮に外交自主権はあり自らの問題であると介入は回避した。しかし朝鮮が鎖国方針のため外国との紛争に陥ることは望んでおらず、外圧への妥協（日本の開国、元山開港要求の承認・西洋への開国）を勧告（強制ではなく）していた。[2]

清の側からの変容の動きは一八七九年以降始まる。日本の琉球処分で対日不信を強めた清は、日本やロシアより朝鮮を守り、それを自らの影響下に留めるために朝鮮への積極的介入を開始した。[3]即ち同年八月には朝鮮に開国と「自強」政策の採用を李鴻章が強く勧告した。そして一八八一年には開化のための朝鮮人留学生の受けいれを認め、さらに翌年には朝鮮外交に直接介入し朝米間の条約を仲介しその条文中に属国規定の挿入を図ろうとした。

この対朝積極化について清政府内部では二つの潮流が存在していた。[4]一つは監国の派遣などにより伝統的宗属関係を近代的な実質的支配関係に改めようとするもの（以下、これを「属国化」論と呼ぶ）で何如璋・張謇ら主に「清流」系の主張である。他は准派の総師、北洋大臣李鴻章を中心とする考えである。彼の主張は、彼が朝米条約に挿入を試みさせた属邦規定に見ることができる。それは「朝鮮久為中国属邦、而外交内政事宜、均得自主」というものであった。属邦関係を条文化し西洋の承認をえようとしていることは近代的国際関係への接近を示しているが、[5]条文の内容は以前と同じ「属邦自主」論であり、外交自主権をも認めていた。李は朝鮮が他国の支配下に入ることを阻止するとともに欧米に対して属邦の名分を維持しようとしたが、「属国化」は望まず、従来の伝統的関係を極力維持していこうとしたのである（この考えを以下「属邦」論とする）。

この両者の内、清の朝鮮政策の主導権を握っていたのは後者であった。そして李にとり朝鮮への影響力の行使は、強制的手段により行われることは不可で、従来と等しく間接的手続が望ましいものとなる。[6]こうした李の政策の実施のためには朝鮮内にそれに対応する勢力が必要となるのである。

一方朝鮮政府においては、一八七九年段階では李の開国勧告を拒否したように変容への動きはまだ現われていなかった。

しかし翌年になるとすでに思想的には芽生えていた開化派が政治勢力として明確に登場するようになった。[7] 彼らは対立する二大勢力、閔氏・大院君派の内、前者の系統に属し、政府内で徐々に力をつけていった。そして清・朝関係をいかに位置づけるかという点について開化派内で志向の違いが存在していた。

一つは金玉均・朴泳孝ら後の独立党となる急進派の考えで、宗属関係の破棄と近代的意味での完全な独立国たろうとするものであった。他は金允植ら穏健派のもので、前者とは逆に伝統的宗属関係を維持、さらに強化しようとするものであった。朝米条約草案への清の属国規定の導入を、清が朝鮮の安全保障を明確にひき受けたものとして大歓迎したことに見られるように、彼らは清を外圧への防壁たりうると考えていた。[8] そしてさらに内政面における開化政策の推進にあたっても清の強い助力を期待していた。[9] 穏健開化派の清への期待の大きさの背景には、その伝統的な権威や開化を急速に達成するにあたっての自己の当面の力量不足の判断[10]とともに早晩、日清間の開戦は不可避でその際、朝鮮は対処に苦しまざるをえないという極東情勢についての厳しい予測[11]と日本への不信[12]があったと思われる。

こうした金允植・魚允中ら穏健開化派は清に度々派遣され清政府との交渉にあたった。そして李にとって彼らは勧告に応じ朝鮮の開化を導きうる勢力となりうるものであった。壬午事変前、朝鮮の開化に向けて清・朝鮮を横断する勢力が形成されていたのである。

開化政策をとり始めた閔氏政権は壬午事変で崩壊し大院君政権が復活する。この大院君政権を打倒し閔氏政権の復活を可能にしたのは、清の介入であった。軍艦を派遣し最高権力者を拉致するというこの時の清の介入は、一八七九年以降の積極化をはるかにこえたものであった。

この積極的介入の背後にあったのは第一に、右に見た清・朝提携軸の存在である。事変発生時、丁度、天津に滞在していた金允植・魚允中がこの介入を強く清側に説きそれが大きな影響をもたらしたのである。この時彼らが大院君打倒を説いたのは、彼の守旧的政治路線への対立とともにこの事件をきっかけに日本が武力介入してくるのをおそれたからであっ

た。[13] 第二に清自体については、李鴻章は偶々服喪のため帰郷中で、李の代役を勤めていた張樹声の朝鮮政策は「属国化」路線への傾斜を持っていた。この結果、従来の李の持重的行動とは異なる敏速かつ積極的な介入が行われることになったのである。[14]

大院君政権打倒の後、呉長慶指揮下の清軍六営三千人は漢城に駐留、清の勢力は格段に強化された。そして清の指導の下に朝鮮政府は再び開化政策をとり始めた（『田』八六九～八七二頁）。この後、清が格段に強化された勢力をどうするかが重要な問題となる。この時清の朝鮮政策を主導したのは、九月九日より帰任した李鴻章であった。[15]

壬午事変後の李の朝鮮政策は、張佩綸の「朝鮮善後事宜六策」（一八八二年一〇月二七日）に対する李の奏疏（一一月一六日）に見ることができる。[16]

張は「清流」系に属する対朝「属国化」論者で、一、通商大臣を派遣し外交権を握ること、二、中国人教官による朝鮮軍組織、三、済物浦条約の償金・駐兵規定に対抗するための朝鮮への借款と清軍数営の駐屯、四、日本に備えるための快速船三隻の仁川駐守、五、奉天の防備強化、六、ロシアに備えるための清軍による永興湾防備策樹立の六策を主張していた。

張の主張の中心は一の大臣派遣であるが、これに対し李は断乎反対した。その理由は一つには、日本の反発への不安であった。また一つにはそれが清の負担の増加につながるということであった。即ち大臣を派遣すれば各国は朝鮮問題につき清政府に交渉を求めることになり煩に耐えないと李はした。さらに大臣を派遣し事実上の支配を行う場合に朝鮮が他国の教唆により清に反抗した時、「朝廷又将ニ、何ヲ以テ之ニ処セン」と反問した。つまり李は大臣派遣という介入の強化が更に一層の介入＝負担をもたらすとして反対しているのである。朝鮮実質支配（「属国化」）のための重い負担は李の望むところではなかった。したがって李の望む朝鮮政治路線は、依然、朝鮮政府が自主権を持ち自らの責任で行動し、結果としてそれが清の意に沿うものとなることであった。こうした李の意向は六についての意見にも現われる。即ち李は永興湾

防衛は朝鮮自ら軍備を整えるべきで清は海軍の巡廻で支援するにとどまるべきであるとしていたのである。

また対日本策である済物浦条約に対抗するための三の主張について李は、すべて反対した。駐兵については、日本軍はわずかに二〇〇名でしかも一年後には撤退する（後述するように済物浦条約第五条についての清側解釈）ので、清軍は当面六営を留めるが、明春には半数を撤退させ、一年後、日本軍が撤退すれば完全撤兵すべしとした。[17] また償金支払借款は、償金支払方式が年額五万円一〇年賦になった以上、朝鮮にも支払可能であり不要であるとした。つまり李は日本との対抗は意識しながらも、その対抗のために駐兵のような強硬かつ多費な政策に出る必要はないと見ていたのである。そしてこのことは彼が当面、日本の朝鮮への脅威をそれほど切迫したものと考えていなかったことを示している。[18]

もっとも李は朝鮮に対する壬午事変後の介入の強化を一切否定しているわけではなかった。二の朝鮮軍建設には朝鮮側よりの依頼もあることであり賛成し、四の海軍駐守についても賛成していた。即ち負担が重くなくかつそれほど強硬とはならない範囲で李は介入を支持していたのであり、「属国化」を意図していたわけではないのである。[19]

要するに李の政策は、壬午事変以後においても「属邦」論の枠内のものであり、また日本との対抗もそれほど強く意識されてはいなかったのである。

こうした李の考えは具体的政策の中にも貫かれている。従来、壬午事変後の清の朝鮮支配政策と言われる、清朝水陸貿易章程・清軍駐留・メルレンドルフ、馬建常の朝鮮政府顧問派遣は、朝鮮の「属国化」を意図したものではなかったのである。[20]

壬午事変後清は朝鮮における勢力を格段に強化した。そして清が今後どういう方針に出るのか、介入を縮少して行くのか、「属国化」して行くのか、外部には不明であり、日本側においても様々な観測を生んだ。しかし清政府の中心的な意図においては、「属国化」の意向は存在していなかったのである。

① 国際秩序としての宗属関係については坂野正高『近代中国政治外交史』（一九七三・東京大学出版会）第三章・彭前掲書、六一、二頁、「属

邦自主」論については『田』第三〇、参照。

② 以上、原田環「朝・中「両截体制」成立前史」(飯沼二郎・姜在彦編『近代朝鮮の社会と思想』(一九八一・未来社)、以下A論文、「十九世紀の朝鮮における対外的危機意識」(『朝鮮史研究会論文集』21・一九八四―三、以下B論文)による。

③ 原田A論文四節、参照。

④ 以下、清政府内の二潮流については鈴木智夫「中国における国権主義的外交論の成立」(『歴史学研究』404・一九七四―一)・原田A論文・秋月望「朝中貿易交渉の経緯」(『九州大学東洋史論集』13・一九八四)・藤岡喜久男『張謇と辛亥革命』(一九八五・北海道大学図書刊行会)第一章・茂木敏夫「李鴻章の属国支配観」(『中国―社会と文化』2・一九八七)、参照。

⑤ この時の李の属邦規定条文化の試みの理由については秋月前掲論文、注50、参照。

⑥ 同右、九一頁。

⑦ 開化派の思想的形成過程については姜在彦『朝鮮の開化思想』(一九八〇・岩波書店)参照。

⑧ 原田「一八八〇年代前半の閔氏政権と金允植」(『朝鮮史研究会論文集』22・一九八五―三、以下C論文)九五、六頁。

⑨ 壬午事変直後、金允植は張謇の「朝鮮善後六策」(『田』、八六一、二頁)を「皆守経之論」と高く評価している(大韓民国文教部国史編纂委員会『韓国史料叢書第6・陰晴史』・一九七一・京城・探求堂、一九九頁)。この意見書は「属国化」論の代表的なもので監国の派遣などが主張されているが、これについて金が支持することはありえず、彼が評価するのは、朝鮮の内政革新の部分であろう。

⑩ 秋月前掲論文、九三頁。

⑪ 「(琉球問題で)早晩、中国与日本搏兵、則我国極難処其間」(一八八二年三月二九日金允植の所感、前掲『陰晴史』、八二頁)。

⑫ 原田C論文、九六、七頁。

⑬ 事変処理過程で金・魚のはたした重要な役割については彭前掲書、第三章第一節参照。

⑭ この時の清の内情については同右・藤岡前掲書、第一章第一節、参照。

⑮ 藤岡前掲書、二〇～二五頁。

⑯ 張奏摺は『光緒』四、157、二八、九丁、李奏摺は同161、三一～三四丁。

⑰ 壬午事変後の李の朝鮮派遣軍政策については、従来の研究では駐兵の継続という側面が重視されてきた。しかし李の朝鮮政策という視角に限れば、それが一年間という期限付の、あくまで日本軍の駐留に対抗するためのものであったことを注意しなければならないだろう。

⑱ 李は六の永興湾防備問題についてもロシアの脅威は当面ないとしており、朝鮮をめぐる国際情勢への危機感はそれほど強くなかった。

⑲ 李は朝鮮の求めに応じ関税・鉱山を抵当に招商局より五〇万両の借款供与を行おうとしていた(壬午事変前より清は朝鮮の鉱山資源に関心を持っており(前掲『陰晴史』、一七二頁)、それは事変後の清の朝鮮鉱山調査につながった)。しかし奏摺の中で述べているように李においてこれは、政治的意味を持つものではなく、各国通例の経済投資と位置づけられていた。

⑳ 壬午事変後の清の朝鮮政策については、「属国化」をめざすものであったとするのが通説であった(中村義「洋務派の朝鮮政策について」(『山崎先生退官記念東洋史学論集』・一九六七・大安)等)。しかし清韓水陸貿易章程の成立過程を分析することでこれを批判する秋月望氏の研究(本章註④論文・「朝中間の三角貿易章程の締結経緯」(『朝鮮学報』115・一九八五―四))が最近登場しており通説の再検討が必要と

なってきている。

貿易章程以外について見ても、清軍に長期駐留の意図は当初なかったことは本文で述べた通りである。

メルレンドルフと馬建常を顧問として派遣したことには、彼らを通しての影響力の行使の意図は存在していた。しかしこれも清よりのおしつけ派遣ではなく、朝鮮側が欧米への開国にあたり西洋の言語・事情に通じた顧問の派遣を求めていたこと（前掲『陰晴史』一四一頁・「代朝鮮聘西士片」（『李文忠公全書』奏稿四十五、十四丁）に応じた御雇外国人の派遣という側面を持っていた。またメルレンドルフの現実の行動（馬建常は一八八三年中に帰国した）は、李の期待に反し、清よりの朝鮮の自立をめざすものであった（『田』下、第五八）。

終章　朝鮮問題の行方

朝鮮をめぐる日清対抗は結局、日清戦争に帰結した。この日清対抗の展開の中で、壬午事変後の時期がしめる位置はいかなるものであったのか。この観点より本稿の検討の結果を整理し、その上で以後への展望を試みることにしたい。

壬午事変に対し清は従来の持重方針を捨て積極的な対応をとった。この結果、朝鮮をめぐる日清対抗は顕在化した。しかしこのことは両国の対決が不可避となったことを意味したわけではない。

日本政府は壬午事変後も「独立」論をとり独立援助政策をとることを決めたが、けっして対清対決を決意・意図していたわけではなかった。「独立」方針をとりながら対清協調を図るという矛盾した政策である消極的「独立」方針を日本政府はとることにしたのである。しかも現実に朝鮮外交を推進する井上・竹添はともにこの時内心では不干渉論者であり、「独立」政策を対清協調の側面に重点をおいて実行しようという困難な道を進もうとしていたし、さらに「独立」方針の不干渉方針への転換を度々試みていた。

一方清においても朝鮮政策の主導権を握っていた李鴻章は「属国化」論ではなく「属邦」論者であり、また対日対決も望んでいなかった。両国の外交責任者はともに対決を回避しようとしていたのである。そして独立・属国というような原理的対立は、二、三〇年という幅において必ず現実に解決（戦争などにより）をつけざるをえなくなるものではない。

しかしもちろんこれとは逆に対決へ導く状況・要因も存在していた。

第一に朝鮮の状況である。意図の如何を問わず外国軍の駐留はその国に独特の磁力を発揮し、国内政治と外国勢力との連関をもたらし、その国の政治を歪める。壬午事変前に芽生えていた朝鮮支配層の清又は日本への連携の動きはここに明確なものとなる。そして閔氏―穏健開化派の清との連携をめざす動きと独立党の清に反発して日本の力を利用しようとする動きが対立するようになる。両者の内前者が優勢で、事変後、清の支持の下に開化政策を進めていった。しかしこうした動きは「属国化」への独立党の危機感を高め、開化政策の進め方自体についての相違もありその激しい反発を生み、両者の対立は徐々に深まって行くことになる。① そしてそれが爆発するか否かは、前者の開化政策の成果の如何・後者に対する日本側の「援助」の如何が大きな要因となろう。

第二は日清両国内の強硬派の存在である。この内、清のそれは朝鮮政策については李がほぼおさえこんでおり重要なものではなく、問題は日本のそれであった。すでに見たように政府内部の積極的「独立」論の中心的主張者は山県であった。そして山県自身というよりもその背後の軍部(薩派系及び中堅、若手層)が強硬派の真の中心であったと思われる。② 独立援助問題について「独立」方針・軍拡決定と彼らの意向が一見実現したように見えたが、実際にはそうではなかったことは本論ですでに明らかにした。しかし閣議決定のこうした性格について軍部は必ずしも納得していたわけではなかった。

一八九〇年九月、大山陸軍卿は建議して将来の軍備計画を決めるために、外交の根本方針を攻勢とするか守勢とするかを決定することを求めた(『大山巌関係文書』47―13)。この中で大山は揣摩の嫌いはあるがとしながらも次のように述べた。「彼ノ十五年朝鮮ノ変乱アルヤ其年十二月軍備皇張経費増額ノ庶議定レリ今日ニ至ルモ此ノ皇張ノ規模ヲ以テ一切ノ目的ト為スニ至ル当時ノ庶議外交ノ方針或ハ攻勢ナリト謂フモ不可ナシ」。大山=軍部にとってこの時の決定は「攻勢」=対清対決方針を意味していたのである。消極的「独立」方針という決定の矛盾した性格がこうした理解の余地を残したと言えよう。そしてこれ以後、曲折はありながらも著実に進行して行く軍備拡張は、本来の意図をこえて軍部の解釈を実施す

る実体的な基盤を作ってしまうことになった。そして甲申事変の勃発とは彼らは無関係であったが、日清戦争という東アジアへの帝国主義的状況の呼び水の発生において彼らは極めて大きな役割をはたすことになる。

しかしこの時期は当然、さらに日清戦争の直前においても、軍部はまだ独走を行う政治的位置にはなく、政府―外務省の線で十分おさえうる存在であった。したがって以後の日清関係の展開において政治家の外交・内政指導の如何、その背後の彼らの見識如何が、まさに決定的な意味を持っていたのである。

以上のように壬午事変直後の朝鮮をめぐる日清関係は対決とその回避という二つの方向を持ち、流動的なものであった。この内、双方の政府で主導権を持っていたのは後者の方向であった。

そして双方が朝鮮への政策を展開して行く中で、相互信頼が生じる可能性もないわけではなかった。そして相互信頼の中で、双方が朝鮮に対する介入を段階的に縮少して行く一方、その国際的位置についても妥協が成立するに至る（国際法の進貢国の概念〔Ⅲ章註②〕は「属邦自主」論と共通する部分が大きく、宗属問題の対立もこの位置付けで妥協する余地もありえよう）という筋道も日清対立解消の一つの可能性として考えられよう。③ 一八八三年におけるこの筋道実現の可能性の有無を検討することで、本稿を閉じることにする。

すでにⅣ章で述べたように一八八三年初めの「独立」方針放棄に向けての竹添の試みは成功しなかった。しかしその後も竹添は対清協調の実現に向けての動きを続けていた。同年五月八日付の榎本武揚駐清公使宛書簡（『榎本武揚関係文書』）で竹添は以下のように述べている。

まず清については、在朝清官は日本側に極めて鄭重で「日本ト協力シテ朝鮮ヲ幇助スルノ姿ニ相見」える、旧暦の五、六月頃には清軍六営中三営が撤退する筈で、清の介入も次第に薄らぐ見込である、と報じた上で、清の介入は日本への疑心より生じておりそれが晴れれば解消していくという持説をくり返す。そして琉球問題にも言及し「朝鮮ニ向テノ日本ノ挙動ヲ支那ヨリ親切ト見認メ侵略主義ニ非ズト確信致し候上ハ琉案ニ付テモ彼ヨリ激裂ナル談判決して申間敷何トゾ穏カ

ニ納得為致度」とした。竹添は、依然清に「属国化」の意図はあると見ておらず、清の日本への「疑惑」をはらすことができさえすれば、朝鮮への介入の縮少、さらには琉球問題の解決まで可能であると展望したのである。

また朝鮮状況については、政府は「独立ノ体裁ヲ完フスルノ意向ニ傾き」つつあり、「日本党」は漸次勢力を得つつあるとする。④そして朝鮮国民は朴直で開国の結果、中国より早く開化するのではないかとした。

以上の楽観的見通しの中で唯一懸念すべきものとして竹添があげたのは「無闇ト開化ノ皮膚ヲ急行セント欲シ或ハ無分別ニ馬建常ヲ追ヒ払ハント欲シ」ている「不服日本党」（独立党を指していよう）の勢力拡大で、彼らは「得意鋭進ノ中途ニて必ス蹉跌ヲ来」たすだろうの危惧より「小弟も、及フ丈ケハ忠告致し候得共目ノ届カヌ間ニ小径我者絶へ不申」と述べていた。

このような見通しを持つ以上当然に、竹添の第一になすべきことは、「我より注意ヲ加へ（在朝清官と）甘ク交際」をなし「支那ノ嫌疑」を漸次減少させることとなるのである。そのため竹添は一月以降も依然、撤兵を具申し続けていたと思われる。そして七月初め、日本政府は二中隊中の一中隊の帰国を決定した（『紀』6、七九頁）。この決定において、早晩清軍の半数は撤兵する筈であり、日本の撤兵がそのきっかけとなるだろうという見通しが存在していたであろうことは、Ⅳ章で見た一月二七日の駐兵継続決定の内容と右の竹添書簡の見通しより推測することができるだろう。

半数撤兵決定の後の七月二五日、竹添はさらに残る一中隊も撤退し日清協調を図るべしと具申した⑤（『外』16、五五一、二頁）。この時清仏間の武力衝突は始まっており精鋭部隊を朝鮮にこのまま置いておくことは清にとって不利なことは明らかなこともあり、竹添は日本の撤兵に続く清の全面撤兵を期待していたのであろう。日清両国の介入の相互的縮少の可能性がこの時存在していたのである。

しかしこの竹添の完全撤兵論は採用されなかった。おそらくまだ清三営の撤兵が行われていないことを考慮したものであろう。そして結局一中隊を残したまま日本軍の駐留は一年をこえていった。

一方、清側では四月、昨年決定されていた今春の半数帰国方針を中止していたが、[6] ベトナムをめぐるフランスとの対立が深刻化した七月、再び部分的撤兵が問題となった。この時、先の張佩綸は三営の撤兵不可の奏摺を出したが、[7] これについての検討を李は命じられた。[8] 一方、朝鮮の清軍司令官呉長慶は、四営を中国の煙台に戻し、二営のみ仁川に留めるという意見を李に提出した。[9] 清軍は「久シク異域ヲ戍リ艱苦万状」という状態で長期駐留は清軍にとっても苦痛だったのである。この対立する両論に李の決断は遅れたが、一〇月初めには彼の考えは決まり、このまま六営を留めることとした。[10] もっともこれはひき続き長期駐兵を行うというものではなく、明春には四営を撤兵させてもよいという考えを伴ったものではあった。しかし日本側の期待したであろう清側の撤兵は当面行われず、介入の相互縮少へ事態は進まなかった。

なぜこの時李は撤兵を行わなかったのか。その大きな理由には日本への不信があった。一つは清仏対立が深刻化する中で「日本多方唆惑朝人陰相攜弐」ということに対するもので朝鮮廷臣もベトナム情勢に関心を持ち形勢を観望していると李は見た。[11] こうした反清活動は、「独立」論をとる以上、竹添も当然行っただろうが、彼の考えよりしてそれほど積極的であるとは思われない。従って活動の中心は壬午事変後朝鮮に渡った福沢諭吉系の民間人グループであったと思われる。彼らが竹添と違い、清・閔氏に激しい対抗心を持ち強く独立党を支持していたことはよく知られている。[12] そして彼らの朝鮮行には井上は無関係ではなく援助を与えていた。[13] 井上の政策の独立援助の側面が、対日不信を醸成したことになる。

もう一つは日本軍の駐兵である。李は一〇月三日付の呉長慶宛の書簡（本章註⑨）で、彼に日本は一年間で撤兵することを約しているが、すでに「抽撤」しているかを問い、「彼兵未撤我軍尤未便全撤」という考えを示した。

ここで問題になっているのは済物浦条約第五条の撤兵規定である。これは「若朝鮮国兵民守律一年之後日本公使視做不要警備不妨撤兵」というもので、清側は一年後の撤兵を規定したものとしたが、[14] 日本側は撤兵は任意であるとしていた。本来、条文よりは清側解釈は成り立たない。しかし条約交渉において日本側の五年間駐兵という要求が修正されてこのようになったという経緯[15]や「後来貴国（朝鮮）ノ兵整備ニ至ラハ之（駐留軍）ヲ減シ之ヲ廃スルニ至ルヘシ」という交渉時の

花房の発言を考えると、清側がこうした解釈をとったのも無理はなかった。[16]

このため一年撤兵規定とは解していない日本にとり駐兵半減は大きな譲歩であったが、異なる解釈をとる清は、一年をこえる日本の駐兵はその不信の現われと映ることになるのである。[17] 日清間の相互の意志の不通が、李の駐兵決定の大きな要因となったのである。

このように一八八三年の日本側の半数撤兵による介入の相互縮少の可能性は現実のものとはならなかった。そして日清間の相互不信の下、両者の角逐は継続し、朝鮮問題は不安定な状況を続けた。そして翌年、清軍の半数撤兵が行われたが、これは日本側の介入の縮少をもたらさず、逆に朝鮮政争の激化・井上の外交指導の誤りを通して甲申事変につながっていったのである。[18]

① 壬午事変後の朝鮮政況については『田』第四七～四九、原田C論文、参照。

② 山県の対外政策の展開については別稿で検討する予定である。

③ なおこの視角は日清戦争の意義を重視しそれに至る道の回避の可能性を問おうとするものであり、朝鮮自身の開化・自立の達成という視角よりは別の整理ができるかもしれない。もっとも筆者は日清戦争により生じた日本の大陸国家化への執着が、朝鮮の自立を不可能にした根本的要因であると考えており、後者の視角からも、日清戦争の回避は決定的な問題となると思う。

また本文で述べた筋道の中で、朝鮮の開化・自立の可能性の一つを考えれば、それは当面は安全保障を清に依拠しながら穏健開化派の指導の下に開化政策が展開して行く道ということになろう。最近、朝鮮近代史研究において穏健開化派への関心が高まりつつあるようである（原田C論文・趙景達「朝鮮における大国主義と小国主義の相克」『朝鮮史研究会論文集』22・一九八五―三）が、こうした可能性について、朝鮮史側の御教示をえたい。

④ ただしすぐ後の七月になると朝鮮政府は、日本の「刺衝」で外面的には独立の体裁をとろうとはしているが、独立心はないと評価を下げている（一八八三）年七月一一日付榎本宛竹添書簡、『榎本文書』）。

⑤ なおこの全面撤兵論が、前註にあるように朝鮮内の親日的勢力強化の見通しがない状態にもかかわらず出されていることに注意。

⑥ 一八八三年四月四日の張樹声への上論（『光緒』五・178・五丁）。

⑦ 一八八三年七月一七日提出（同182、七、八丁）。

⑧ 一八八三年七月一八日の李への上論（同183、八、九丁）。

⑨ 八月一日付の呉の書信。これについては一八八三年一〇月三日付呉長慶宛李信（『李文忠公全書』朋僚函稿二十、四四～四六丁）に言及されている。

⑩ 以下に述べる李の考えは、右の呉宛書簡と李奏摺（一八八三年一〇月二〇日、『光緒』五・187、一二～一四丁）による。

⑪ 本章註⑩李奏摺、一三丁。

⑫ 『田』九〇八～九一〇頁・石河幹明『福沢諭吉伝』三・一九三二、第三五篇、参照。こうした独立党支援の裏には、彼らを通しての朝鮮支配の意図があったことは、坂野潤治『明治・思想の実像』（一九七七・創文社）三七、八頁、参照。

⑬ 井上が福沢グループの井上角五郎の渡韓に援助を与えていたことは（一八八四）年四月六日付井上宛井上角五郎書簡（『井上馨関係文書』）に明らかである。こうした福沢グループへの支援は、「独立」論をとっている立場よりなされたものと見なせよう。しかしこの援助は極めて限定されたものであった（『田』九一七、八頁）。そして外務当局と福沢グループの考えが異なっていたことは、朝鮮支配の意図をもって朝鮮への二百万円借款を主張する牛場卓造（福沢グループの一人）に対し吉田外務大輔が、それは不可測の国難を購うものであると反論し、さらに対清開戦論や済州島借款抵当論を説く牛場に、吉田が「右辺の事を得策と見込候得ハ今更着手スル迄ハ無之昨夏の騒動之折ニ如何様トモ所分ハアリシナリ主義全ク異ナルカラハ弁シテモ恐クハ解スルヿ有之まし」ととりあわなかったこと（一八八三）年七月七日井上宛吉田書簡、『井上馨関係文書』）によく現われている。しかし外部に対しこうした機微の理解を求めることは無理だろう。

⑭ 本章註⑨李書簡、四五丁。

⑮ 『日韓』七、一〇五・一一九～一二七頁。

⑯ 同右、一二一頁。

⑰ なお一〇月になってもまだ日本軍の部分撤兵（「抽撤」）の有無を呉に問うていること（本章註⑨李書簡）より見るならば、李が日本軍の半数撤兵を知らされていなかった、という可能性も存在している。

⑱ この過程については前掲拙稿「形成期明治国家と朝鮮問題」で明らかにした。そして甲申事変以後の朝鮮問題の展開についての筆者の考えは前掲拙稿「一八八〇年代の朝鮮問題と国際政治」で述べた。

（神戸商科大学助教授　　）

Artisans Organization of Deities and Sacred Animals on Mirrors with Raised Triangular Rims

KISHIMOTO Naofumi

Raised triangular rimmed mirrors with deities and sacred animals are the most important artifacts which aid in the understanding of the early Kofun period society. Although Dr. Yukio Kobayashi has conducted a detailed study of this type of mirror, their variety has not been thoroughly defined. In this paper, mirrors are divided into twelve principal types based on the expression of the figures due to different artisans. As a result of examining the relations between these twelve types, three large groups can be discerned: mirrors with four deities and four animal groupings 四神四獣鏡群, mirrors with two deities and two animal groupings 二神二獣鏡群, and mirrors of the Chen family 陳氏作鏡群. Transition and transformation within each mirror group is explained. Finally, in line with this classification, mirrors with deities and animals manufactured in Japan are divided into three stages.

Korean Problems after the *Jingo* Incident

TAKAHASHI Hidenao

The conflict between Japan and China was solidified through China's intervention during the *Jingo* 壬午 incident. Afterwards, it is commonly recognized that Japan held an expansionist policy toward Korea and thus came to greatly increase its army. This article is an attempt to reexamine such commonly held views and to access the evolution of the Korean problem in light of the Sino-Japanese war.

First, the heretofore unexamined development of the Korean policy towards Japan after the uprising, the point of which was the independence of Korea, is investigated. Secondly, an attempt is made to characterize that policy. Finally, the Chinese policy toward Korea, and the importance of the Korean problem in the conflicts between China and Japan, which had some bearing on the Sino-Japanese war, are examined.

By way of conclusion, it is noted that the Japanese policy toward Korea was two-fold and contradictory. On the one hand, Japan maintained an expansionist policy. However, Japan also wished to cooperate with China. Japanese policy makers lay stress on the latter aim. The Japanese policy of military expansion was not the reason for the conflict with China. On the other hand, when China intervened in Korea it also did not anticipate a military conflict with Japan. Although a conflict developed because of Korea, it was not unavoidable, and could have been settled without conflict.

The Formation and Structure of the *Zongzu* 宗族 System

——Especially in the Zhujiang 珠江 Delta during the Ming and the Qing Periods——

INOUE Tôru

This study is an attempt to make clear the actual conditions and function of the *zongzu* system in the Zhujiang delta during the Ming and the Qing periods.

The local gentry, *xiangshen* 鄉紳, as landlord, manufucturer, and merchant built up a considerable fortune, invested these funds in the *zutian* 族田, *citang* 祠堂 and so on and called relatives together in the Zhujiang delta after the mid-Ming period. The most important feature of the system was the education of these men to become bureaucrats. In fact, some *zongzu* groups, *guanzu* 官族, that produced many bureaucrats over a long period of time, appeared in the local societies of the Zhujiang delta during the Qing period.

A plan to organize the system so widely as to produce more bureaucrats was already presented by the *shidafu* 士大夫 in the Song period, but the age of prosperity of this system came after the sixteenth century.